



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第29号

目次

規則

- 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の制定…………… 1
- 栃木県障害者差別解消推進条例施行規則の制定…………… 3
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の制定…………… 6
- 栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部改正…………… 11
- 栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正…………… 12
- 栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正…………… 15
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正…………… 18
- 身体障害者福祉法施行細則の一部改正…………… 19
- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部改正…………… 25
- 農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準に関する規則の一部改正…………… 27
- 栃木県財務規則の一部改正…………… 28

告示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正…………… 28
- 栃木県手数料条例別表第1の464の8の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同表464の10の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準…………… 28
- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… 29
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧…………… 29
- 道路の区域の変更…………… 30

訓令

- 栃木県立病院職員被服貸与規程の一部改正…………… 30

規則

栃木県規則第三十二号

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

地方独立行政法人栃木県立がんセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に關し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 四 その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請等)

第三条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同

じ。)の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設整備及び医療機器に関する計画
- 二 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項
- 三 その他法人の業務運営に関して必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第五条 年度計画(法第二十七条第一項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)には、認可中期計画(同項に規定する認可中期計画をいう。)に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第七条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標(法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、五年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十一条 法人は、法第四十条第四項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十二条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十三条 法人は、法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 短期借入金の額
- 三 借入先
- 四 短期借入金の利率
- 五 短期借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項
(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十四条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額)
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 法人の設立後最初の中期計画についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「知事が別に定める日までに」とあるのは、「法第二十五条第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。

(保健福祉課)

栃木県規則第三十三号

栃木県障害者差別解消推進条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県障害者差別解消推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県障害者差別解消推進条例(平成二十八年栃木県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(あつせんの申立て)

第三条 条例第十五条第一項又は第二項の規定による申立ては、あつせん申立書(別記様式)により行うものとする。

(公表)

第四条 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告を受けた事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - 二 勧告を受けた事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (委員会の委員長及び副委員長)

第五条 栃木県障害者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否回数ときは、委員長の決するところによる。

(委員会の権利調整部会)

第七条 条例第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項の規定による事務を処理するため条例第十九条第九項の規定により置かれる部会（以下「権利調整部会」という。）は、委員長が指名する学識経験を有する者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者又はその団体の役員である委員各一人以上をもって組織する。

2 権利調整部会に部会長を置き、権利調整部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、権利調整部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 権利調整部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 前条第二項及び第三項の規定は、権利調整部会について準用する。

7 委員会は、その定めるところにより、権利調整部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

8 部会長は、権利調整部会における調査審議の状況及び結果を委員長に報告するとともに、前項の議決がされた場合には、次の委員会の会議においてこれを報告するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、権利調整部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委員会の庶務)

第八条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第九条 第五条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条、第七条及び別記様式の規定は、同年十月一日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

あっせん申立書

年 月 日

栃木県知事 様

申立人 住 所

氏 名

連 絡 先

栃木県障害者差別解消推進条例第15条第1項第2項の規定により下記のとおり申立てをします。

記

- 1 あっせん対象行為に係る障害者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 申立人との関係
- 2 あっせん対象行為に係る事業者
 - (1) 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 3 栃木県障害者差別解消推進条例第14条の相談の状況
- 4 求めるあっせんの内容
- 5 その他参考となる事項

(障害福祉課)

栃木県規則第三十四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書等)

第二条 省令第一条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類

二 その他知事が必要と認める図書

2 前項の規定は、省令第七条第一項に規定する知事が必要と認める図書について準用する。この場合において、前項第一号中「第三十条第一項第一号に掲げる基準」とあるのは、「第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と読み替えるものとする。

(認定しない旨の通知)

第三条 知事は、法第二十九条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しないことを認めるとき、又は同条第四項において準用する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第十四項の規定による通知書（同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めるときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第四条 法第三十条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第一条第一項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本一通及び添付図書並びに建築基準法第六条第一項に規定する確認の申請書の正本一通及び副本二通を、知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第五条 法第二十九条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第一号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

2 前項の規定は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請をした者について準用する。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

第六条 第三条第一項、第四条及び前条第一項の規定は、法第三十一条第一項の認定について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十一条第一項」と、「法第三十条第一項各号」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項各号」と、「同条第四項」とあるのは「第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、第四条中「法第三十条第二項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項」と、前条第一項中「法第二十九条第一項の規定による認定」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築等の状況等に関する報告)

第七条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための

建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書（別記様式第二号）に知事が必要と認める図書を添付して、その旨を知事に報告しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第三十二条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書（別記様式第三号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。
- 3 前項の規定は、法第三十六条第二項の認定を受けた者について準用する。この場合において、「第三十二条」とあるのは、「第三十八条」と読み替えるものとする。

（取りやめる旨の申出）

第八条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、取りやめ申出書（別記様式第四号）に認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

取 下 申 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

下記の認定の申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請受付番号又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請受付番号	第 号
2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請受付年月日又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定（変更認定）申請受付年月日	年 月 日
3 認定の申請に係る建築物の位置	
4 取下げの理由	
5 備考	
※受付欄	

- 注 1 認定の申請をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定の申請をした者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第2号(第7条関係)

工事完了報告書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定により報告します。

記

1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 工事完了年月日	
5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築等が完了したことを確認した建築士等	(級)建築士()登録第 号 住 所 氏 名 印 (級)建築士事務所()知事登録第 号 名 称 所在地
※受付欄	

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主(法人にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 3 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等の写しを添付してください。

別記様式第3号（第7条関係）

状 況 報 告 書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況及び基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況について報告します。

記

1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号又は基準適合認定建築物の認定番号	第 号
2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日又は基準適合認定建築物の認定年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 報告の内容	

※受付欄

- 注 1 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第4号(第8条関係)

取りやめ申出書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条の規定により申し出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第 号
2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 備考	

※受付欄

- 注 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定建築主(法人にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(建築課)

栃木県規則第三十五号

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県病院事業財務規則及び栃木県立病院利用規則の一部を改正する規則

(栃木県病院事業財務規則の一部改正)

第一条 栃木県病院事業財務規則(昭和六十一年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)及び」を削る。

第四条第二項中「病院の事務局長(リハビリテーションセンターにあつては副所長)」を「岡本台病院にあつては事務局長の職にある者を、リハビリテーションセンターにあつては副所長」に改め、同条第三項中「病院の総務課長(リハビリテーションセンターにあつては総務企画課長)」を「岡本台病院にあつては総務課長の職にある者が、リハビリテーションセンターにあつては総務企画課長」に改める。

附則第一項及び第二項の見出しを削り、附則第三項を削る。

(栃木県立病院利用規則の一部改正)

第二条 栃木県立病院利用規則(昭和六十一年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「栃木県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)及び」を削る。

第六条第一項中「がんセンター」を削る。

附則第一項及び第二項の見出しを削り、附則第三項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度の事業年度から適用する。
2 この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係る栃木県病院事業財務規則(以下「規則」という。)第八十四条の規定による決算報告書の作成等及び規則第八十五条の規定による計理状況の報告については、なお従前の例による。

(保健福祉課)

栃木県規則第三十六号

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則

栃木県立衛生福祉大学校規則(昭和五十九年栃木県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の6臨床検査学部臨床検査学科の部を次のように改める。

6 臨床検査学部臨床検査学科

Table with columns: 教育内容, 単位数, 授業科目, 講義, 実習, 合計. Rows include 人文科学 (心理学, 倫理学), 社会科学 (経済学, 社会学), 自然科学 (数学・統計学, 物理学, 化学, 生物学).

野			外国語	英語 I		2	60			2	60
				英語 II		1	30			1	30
			健康科学	健康科学		1	15			1	15
				保健体育(実技)		1	30			1	30
小計	19			18	405	1	45	19	450		
専	人体の構造と機能	8	解剖学	解剖学実習	2	60	1	45	3	105	
			生理学		2	60			2	60	
			生化学	生化学実習	2	60	1	45	3	105	
門	医学検査の基礎とその疾病との関連	8	病理学 I		1	30			1	30	
			病理学 II		1	30			1	30	
			微生物学	微生物学実習	1	30	1	45	2	75	
			血液学		1	30			1	30	
			免疫学		1	30			1	30	
			薬理学		1	30			1	30	
			実験用動物学		1	15			1	15	
分	保健医療福祉と医学検査	4	公衆衛生学	公衆衛生学実習	2	60	1	45	3	105	
			保健医療福祉総論		1	30			1	30	
野	医療工学及び情報科学	4	医用工学	医用工学実習	1	30	1	45	2	75	
			情報科学		2	45			2	45	
小計	24			19	540	5	225	24	765		
臨床病態学		6	臨床医学		2	30			2	30	
			臨床検査医学		2	60			2	60	

専	形態検査学	10	病態解析演習		2	60			2	60			
			病理検査学	病理検査学実習	1	30	2	90	3	120			
				細胞診検査学実習			1	30	1	30			
						臨床血液学Ⅰ	臨床血液学Ⅰ実習	1	30	1	45	2	75
						臨床基礎検査学Ⅱ	臨床基礎検査学Ⅱ実習	1	15	1	30	2	45
						寄生虫検査学	寄生虫検査学実習	1	30	1	45	2	75
門	生物化学分析検査学	11	臨床化学	臨床化学実習	2	60	2	90	4	150			
			放射性同位元素検査技術学		1	30			1	30			
			臨床血液学Ⅱ	臨床血液学Ⅱ実習	1	30	1	30	2	60			
			臨床基礎検査学Ⅰ	臨床基礎検査学Ⅰ実習	1	30	1	45	2	75			
			遺伝子検査学	遺伝子検査学実習	1	30	1	45	2	75			
分	病因・生体防御検査学	10	微生物検査学	微生物検査学実習	2	60	2	60	4	120			
			免疫検査学	免疫検査学実習	1	30	2	60	3	90			
			輸血・移植検査学	輸血・移植検査学実習	1	30	1	45	2	75			
			染色体検査学		1	15			1	15			
	生理機能検査学	9	生理機能検査学実習	3	90	2	90	5	180				

野	検査総合 管理学	9	画像検査学	画像検査 学実習	2	60	2	60	4	120
			検査機器学		1	30			1	30
			検査情報管理学		2	45			2	45
			検査運営管理学		2	45			2	45
			総合講義		2	30			2	30
			総合演習		2	45			2	45
	医療安全 管理学	1	臨床基礎検査学Ⅲ		1	15			1	15
臨地実習	10		臨地実習			10	450	10	450	
小 計	66			36	930	30	1,215	66	2,145	
総 計	109			73	1,875	36	1,485	109	3,360	

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 平成二十八年三月三十一日において栃木県立衛生福祉大学校臨床検査学部臨床検査学科に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

栃木県規則第三十七号

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則（平成十七年栃木県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「第十条第五号」を「第十条第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第十条第四号」を「第十条第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第十条第三号」を「第十条第四号」に改め、「（同号に規定する業務をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第十条第三号に掲げる場合 業務（同号に規定する業務をいう。第十六条において同じ。）の従事に関する計画書

第十一条中「の業務」の下に「（条例第三条第一項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に限る。以下この条及び第十七条において同じ。）」を加える。

第十七条を第十八条とする。

第十六条中「第十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、「研修資金等」を「修学資金」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第十八号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「第十条第二号又は第四号」を「第十条第二号又は第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（就業届出等）

第十六条 条例第十条第三号の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者（以下「第三号猶予者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

- 一 業務に従事した場合 就業届（別記様式第十六号）及び従事していることを証する書類
 - 二 業務の従事先を変更した場合 業務従事先変更届（別記様式第十七号）及び従事していることを証する書類
- 2 第三号 猶予者は、第十条第三号に掲げる業務の従事に関する計画書に記載された事項を変更したときは、速やかに、変更後の業務の従事に関する計画書を知事に提出しなければならない。
- 別記様式第十六号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を別記様式第十八号とし、別記様式第十五号の次に次の二様式を加える。

別記様式第16号 (第16条関係)

就 業 届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり医師として知事が指定する公的医療機関等において業務に従事したので届け出ます。

- 1 業務従事開始年月日 年 月 日
- 2 業務従事先 所在地
施設名
電話番号

別記様式第17号 (第16条関係)

業 務 従 事 先 変 更 届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり業務従事先を変更したので届け出ます。

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 新従事先 所在地
施設名
電話番号
- 3 旧従事先 所在地
施設名
電話番号

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第二十八号。以下「改正条例」という。）による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例（平成十七年栃木県条例第八十三号）の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。
(医療政策課)

栃木県規則第三十八号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年栃木県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）若しくは併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年栃木県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第二百十条第二項」を削る。

（栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第三条 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和六十一年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号（裏）、別記様式第十七号（裏）及び別記様式第十八号（裏）中「第8条第27項」を「第8条第28項」に、「第22項」を「第23項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢対策課）

栃木県規則第三十九号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年栃木県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号（第7条関係）

その材料は、硬質プラスチック、金属等を用いるものとする。その材料の規格は、縦一七〇ミリメートル、横五〇ミリメートル程度とし、

○ 身体障害者福祉法指定医

栃 木 県

運動機能検査について

- 「ア 階段を人並みの速さで登れないが、ゆつくりなら登れる。
- イ 階段をゆつくりでも登れないが、途中休みながらなら登れる。
- ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆつくりなら歩ける。
- エ ゆつくりでも少し歩くと息切れがする。
- オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。」

- 「ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。」

- 「ア 予測肺活量 ml
- イ 1秒量 ml
- ウ 予測肺活量1秒率 $\% (= \frac{イ}{ア} \times 100)$
- (ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。)

- 「ア 予測肺活量 □. □□L (実測肺活量 □. □□L)
- イ 1秒量 □. □□L (実測努力肺活量 □. □□L)
- ウ 予測肺活量1秒率 □□. □% $(= \frac{イ}{ア} \times 100)$

(アについては下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

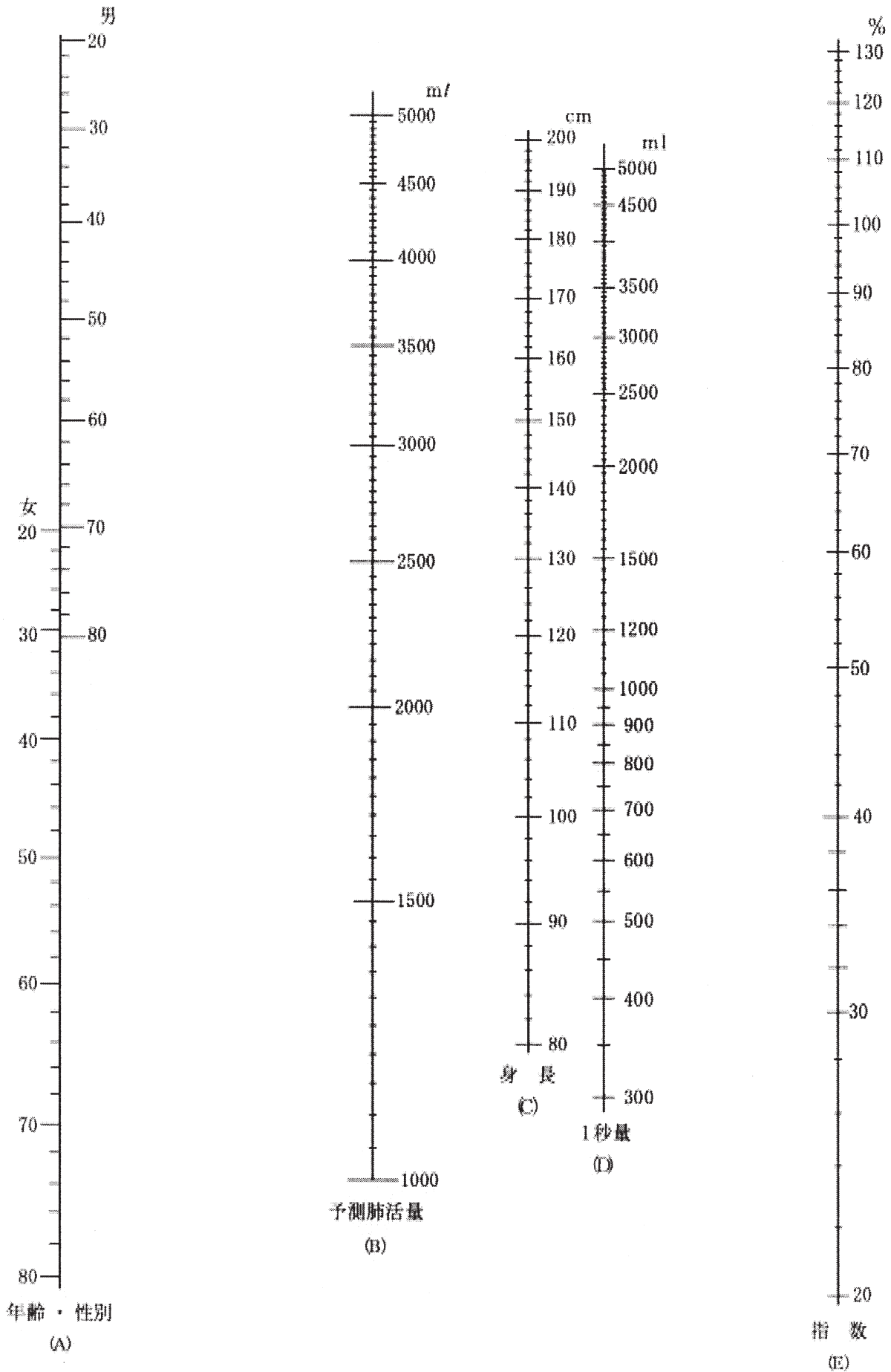
女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

め、

- 「 ノモグラムの使い方
- 1 (A) と (C) から、(B) 上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B) と (D) とから (E) 上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
 - 2 (D) を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B) と (D) とから (E) 上にパーセント肺活量が得られる。
 - 3 (B) に実測肺活量を代入すれば、(B) と (D) とから (E) 上に通常の1秒率が得られる。」

「



」

を記す。

3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロン ビン時間、血清総ビリルビン値)	有・無	有・無
---	-----	-----

を

(該当するものを○で囲むこと。)	5点～6点・7点～9点・10点以上	5点～6点・7点～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2点以上の有無	有・無	有・無

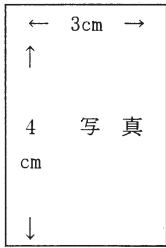
を

める。

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号 (第13条関係)

身体障害者手帳交付等申請書



栃木県知事 様

年 月 日
申請事由

福 祉
コ ー ド

現 行 手 帳 番 号 照 合 番 号 事 由 コ ー ド

※住所 本籍地(都道府県名のみ)
フリガナ 生年月日 (年 月 日)
氏名 職 業 ()
個 人 番 号 個 人 番 号
※15歳未満の児童の申請の場合は、保護者名及び続柄を記入すること。
保護者名 続 柄 ()

本 人
市町村コード 町字コード 番 地 本籍地コード
氏 名 (カ ナ) 性 別 生 年 月 日 職 業
氏 名 (漢 字)

Table with 4 columns: 申請事由, コード, 申請事由, コード. Includes categories like 新規申請, 程度変更, 破損紛失, etc.

Table with 2 columns: 職業, コード. Includes categories like 専門的技術的職業, 管理的職業, etc.

Table with 2 columns: 障害原因分類, コード. Includes categories like 交通事故, 労災事故, etc.

Table with 2 columns: 年号, コード. Includes categories like 明治, 大正, 昭和, 平成. Also includes 性別, コード with 男, 女.

障害程度変更の場合 旧等級及び障害名(コード)
等 級
住所・本籍・氏名変更の場合
旧
その他再交付・変更・返還の理由

町又は福祉事務所
受 付



県 受 付



手 帳 交 付 年 月 日

等 級

再 認 定 時 期

障 害 原 因 分 類

原 因 程 度 補

原 因 程 度 補

原 因 程 度 補

宛 名 更 新

原 因 程 度 補

原 因 程 度 補

原 因 程 度 補

情 報 更 新

(障害名認定1)(障害名認定4)

(障害名認定2)(障害名認定5)

(障害名認定3)(障害名認定6)

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県規則第四十号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則(昭和三十八年栃木県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「

器具、 布片 類 等 の 設 備 状 況	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	
理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その者の氏名及び病名							
開設予定年月日		年 月 日					

を

」

器具、 布片 類 等	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	

の 設 備 状 況						
理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その者の氏名及び病名						
開設予定年月日			年 月 日			
重 複 開 設	開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容師法第2条第3項に規定する美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称					
	開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日			年 月 日		

記

める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則（昭和三十八年栃木県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

器 具 、 布 片 類 等 の 設 備 状 況	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その者の氏名及び病名						

記